

2024年度 第5回 理事懇談会 抄録

日 時： 2024年12月7日（土） 16：49～17：59

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者：

理 事： 齊藤、大工谷、吉井、佐々木

谷口、板倉、黒澤、白石、友清、湯元、伊藤、内山、岡持、小川、
高橋、西山、野崎、長谷川、藤澤、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事： 清宮、大淵

監 事：

I. 協議事項

(全4題)

1. 第61回日本理学療法学会研修大会 in 福岡の企画案・予算案について (白石常務理事、西浦大会長)

第61回日本理学療法学会研修大会 in 福岡の企画案・予算案について、協議がなされた。

(主な内容)

- ・大会テーマは、「選ばれる職種」とし、予測できない時代を迎えるあたり、理学療法士のプラスアルファの知識、理学療法士のプラスアルファのデバイスを知ってもらい、『時代』に『地域』に『他職種』そして『組織（企業・職場）』に選んでいただけるために、テーマを『選ばれる職種』と設定した。
- ・開催方法については、第59回大会および60回記念大会と同様、対面参加を主体とするが、当日の対面参加が難しい会員を考慮し、オンデマンド配信も組み入れる。
- ・会期は2026年5月23日（土）～24日（日）の2日間開催にて行う。その後現時点で期間未定であるが、オンデマンド配信を行う。
- ・企画は、会場を7つに分け、大会テーマに掲げている『選ばれる職種』をキーワードに最新情報を提供する講義、都道府県士会の活動報告、基礎知識定着講義やハンズオンセミナーや参加型ワークショップを展開予定である。また、「選ばれた理学療法士」という位置づけで、症例検討会の開催やキャリア形成に役立つ講演や座談会といった企画も検討している。

(主な意見)

- ・助成金について、本会からの助成金が予算書に計上されていないようである。事前の活動費が福岡県理学療法士会の負担にならないよう、本会から補助金を出すべきである。
→本会からは毎回300万円の業務委託費を開催の都道府県理学療法士会に支出しており、そちらを使用する形になる。
- ・機器展示の料金について、現在の機器展示料（1ブース5万円）は低すぎる。全国研修会として一般的な学会の費用（20万円～25万円）に引き上げてはどうか。
- ・「他職種から選ばれる」という点について趣意書に記載がないため、ご検討いただきたい。
→趣意書では「地域」と「他職種」と記載している。各セミナーにてしっかりと伝えていきたい。

2. 2025年度事業計画並びに予算案について

(斉藤会長)

2025年度事業計画並びに予算案について、協議がなされた。

(主な内容)

10月理事会ならびに組織運営協議会の意見等を踏まえ、2025年度の事業計画(案)を調整した。現状の予算案と併せて協議がなされた。

○10月理事会からの変更点

【事業計画】

- ・理事会ならびに組織運営協議会の意見等を反映した

【予算案】

- ・支払助成金の増額(学会、ブロック、大阪・関西万博)
- ・重点事業に係る費用計は、約1,900万円
- ・参考資料として、予算の費用内訳割合が見えるグラフを作成

(主な意見)

- ・関西万博の予算について、助成の経緯や内容はどのようなものであるか。
→大阪府理学療法士会からの援助依頼があり、関西万博会場内の救護所に派遣する人的支援について、近隣府県会員の協力を得るため、ならびに大阪府理学療法士会の予算不足を補うためである。
- ・公益法人としての予算運営について、予算額に対する違和感がある。赤字予算と黒字決算の関係について伺いたい。予算と決算の乖離が大きいことへの懸念がある。
→公益法人の赤字予算は一般的ではある。
- ・60周年記念事業の予算等は、会員へ還元しているということが重要である。
予算資料の正確性について、各課の事業実施については役員や職員も関わっているが、それが固定費としてまとめられている。案分すべきものは各課に案分したほうがよい。

3. 日本理学療法学会連合への助成金について

(谷口専務理事)

日本理学療法学会連合(以下、学会)への助成金について、協議がなされた。

(主な内容)

2025年度を以て学会の5か年計画の5年目を迎えるあたり、2026年度以降の支援の在り方を検討する必要性から、7月27日理事懇談会にて学会法人化の経緯および学会の5か年計画の現状をご確認いただき、同日の学会運営協議会ではスケジュールの共有、8月31日理事懇談会で方向性の意見交換を実施してきた。

11月19日学会連合調整会議にて、以下の方針で概ね合意を得られたので報告をするとともに、ご意見を伺いたい。

<合意事項>

- ・助成金額・事務的支援等については、会員への負担も考慮しつつ、毎年協議する
- ・内部留保が多くなることは、特別な利益供与となり得る可能性も含めて検討をしていく

(主な意見)

- ・本会、学会、都道府県理学療法士会の三位一体の関係が非常に重要である。

- ・長期的には助成金をなくす方向性が示唆されているが、学会の自立が前提条件である。
- ・→現時点では、毎年協議する方向で進めることとなっている。
- ・学会の完全自立が実現した場合、本会に入会せず学会のみに入会するという可能性もある。助成金の削減はそのような危険性も伴うと思われる。
- ・学会の財務体質の安定化が必要である。法人格を持つとすれば、全体の事業費の3年分位の貯蓄は必要といわれており、その辺りを加味して協議を進めると良いと思われる。
- ・会費を案分して学会に渡して、財務状況がある程度潤えば会員が無料で参加できるようにするなど、新しいスキームを考えてもよいのではないかと。
- ・会員が学会に安価で参加できるなどのメリットが生まれれば、会費に対する価値がまた違った形で生まれてくるかもしれない。

4. 理事会欠席理事の事前意見の取り扱いについて

(谷口専務理事)

理事会欠席理事の事前意見の取り扱いについて、協議がなされた。

(主な内容)

10月19日の理事会において、欠席理事による事前意見(10月19日午前中の理事全員への一斉メール)についての議事録掲載の希望があった。法的には、「掲載する・しない」は法人の決定によるものであり、どちらであったとしても法的には問題なしとのことであった(辺土名監事・法人協会・顧問弁護士)。

10月19日の理事会議事録については、議事録署名人の判断にて議事録末尾への掲載としたが、今後についての議論が必要だと考える。

なお、本会において、欠席理事の事前意見を議事録へ掲載してきた前例はない。

今後の事前意見の取り扱いに関しては、以下の方法があると考えますが、他の意見も含め、ご意見を伺いたい。なお、理事は、以下の役割を担っています。

- ・公益法人の理事は理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。(内閣府「公益法人の各機関の役割と責任」より)
- ・理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。(定款第21条)
- ・理事会の決議は、決議については特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。(定款第30条)

欠席理事は

- ①自身の意見を、当日出席予定の理事に依頼し、代弁していただくように依頼する。
- ②議長あるいは専務理事より、議事において欠席理事の事前意見について提示する。

(主な意見)

- ・欠席者の意見もしかるべき方法で取り扱っていただきたい。他団体においては、重要な採決がある場合、委任状の提出が必要なこともある。
- ・出席が責務であることが前提であるならば、自分の意見を出席した方に発言していただき議事録に残すのがよい。
- ・欠席者が議論を聞いていれば意見が変わる可能性もある。事前に提出された意見がそのまま記載されることの問題点などを含め、取り扱いについては整理した方がよい。
- ・議事録については定款で、理事会の議事について記録すると定められている。理事会以外の発言を議事録に

載せるのは適切ではない。定款の定めに沿って作成するのが適切である。

以上